八　婚姻前の氏名を、氏名に併せて第五十七条の三十一の三十三第一項の届出書に記載した場合において、ロに掲げる書面が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面 ニ　法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項第二号ロ(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面			
	特定信用事業電子決済等代行業を営む営業所又は事務所（以下この表において「営業所等」という。）の設置 一　設置した営業所等の名称 二　所在地 三　設置した営業所等で営む特定信用事業電子決済等代行業の業務の内容 四　営業開始年月日	営業所等の所在地の変更 一　名称及び変更前の所在地 二　変更後の所在地 三　変更年月日	営業所等の名称の変更 一　変更前の名称及び所在地